

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年1月26日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

粗大ごみシステム構築及び導入準備作業委託
粗大ごみ受付業務委託及びシステム運用保守（長期継続契約）

(2) 業務内容

区民からの粗大ごみ収集に関する申し込み等を効率よく正確に受け付けるため、粗大ごみ受付センターを設置し受付業務を行うと共に、受付に必要なシステムを構築し運用と保守を行うものである。

(3) 委託期間

粗大ごみシステム構築及び導入準備作業委託
令和6年4月中旬から12月31日まで
粗大ごみ受付業務委託及びシステム運用保守（長期継続契約）
令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

の契約は契約年度の予算配当があることを契約締結の条件とする。

の契約は長期継続契約とし、契約年度の予算配当があること及び の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。ただし、契約締結後であっても、当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、又は履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

当該契約の履行状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と契約を締結する場合がある。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を提出すること。

A．履歴事項全部証明書

B．税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」）

C．提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

D．財務諸表（過去3年間）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、

同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成31年度以降(現在進行中のものについては、履行開始日より6箇月を経過したものを含む)に人口50万人規模以上の自治体において同様の業務委託を受けた実績があること。
- (6) 個人情報や企業情報などの情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証のいずれかを取得していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 委託実績に関する事項
- (2) 業務実施方針
- (3) 受付センター運営に関する事項
- (4) システムの機能に関する事項
- (5) 各種設備に関する事項
- (6) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (7) 非常時対応に関する事項
- (8) システム運用・保守等に関する事項
- (9) 準備作業に関する事項
- (10) その他追加提案に関する事項
- (11) 価格に関する事項

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課 事業担当

電話：03-6304-3297 FAX：03-6304-3341

メールアドレス：SEA02241@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和6年1月26日(金)～2月8日(木)

場 所 区ホームページ()及び(1)担当部課窓口で交付

ホームページ掲載箇所

[トップページ](#) [くらし・手続き](#) [ごみ・リサイクル](#) [お知らせ](#)

交付方法 希望者に直接無償交付する

窓口での受付時間は午前9時～午後5時とする(土、日曜を除く)。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和6年2月8日(木)午後5時

提出場所 (1) 担当部課に同じ

提出方法 直接持参または郵送(締切日必着)

直接持参の受付時間は午前9時～午後5時とする(土曜日、日曜日を除く)。

郵送は、書留郵便に限る。到着については、必ず(1)へ電話で確認すること。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和6年3月6日(水)午後5時

提出場所 (1) 担当部課に同じ

提出方法 持参または郵送(締切日必着)

持参の場合、土・日曜日を除く午前9時から午後5時まで

郵送は、書留郵便に限り、到着については、必ず(1)へ電話で確認すること。

提案書については電子データをPDFファイルの形式で電子メールにより(1)に記載のメールアドレスへ送付すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 区は、この案件に参加を表明し者及び提案書を提出したものの商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(6) 詳細は募集説明書による。

(7) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区は一切負担しない。

(8) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

7 担当部課

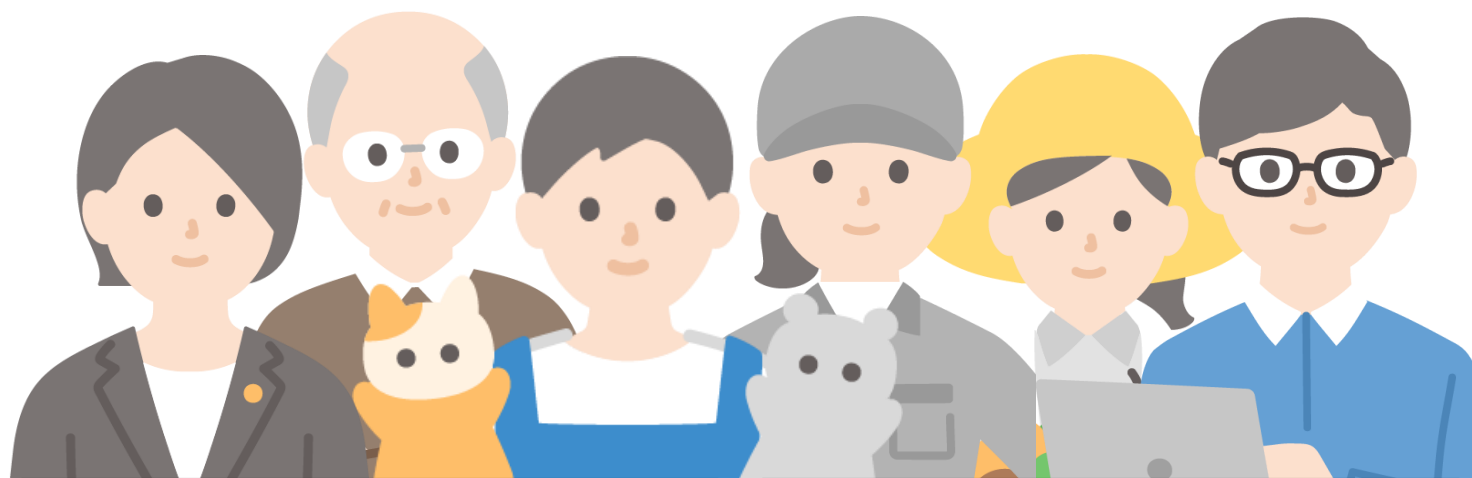
〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課 森・前川・細井

電話：03-6304-3297 FAX：03-6304-3341

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水土	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年12月21日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。